

## 後期高齢者医療保険料誤徴収の原因究明と再発防止を求める意見書

新聞報道によれば、厚生労働省は、昨年12月27日、後期高齢者医療制度の電算システム（保険料徴収システム）の不備があり、2008年度の制度発足時から全国的に計算ミスで保険料を過大、または過小に徴収していたと発表した。ミス発覚から5年放置していた。対象者の抽出などは2017年1月以降に行うが、推計では約2万人、総額約6億円に上る可能性があり、取り過ぎた分は返還、不足分は追加徴収するという。

厚生労働省によると、2011年から制度を運営する都道府県の広域連合から正しい計算方法に関する問い合わせがあったが、個別対応で済ませ放置してきたとのことである。即、全国に連絡をしなかったことは、厚生労働省の怠慢のそしりを免れない。

こうした事態に対して、豊島区はホームページで、「保険料に影響がありました区民の皆様には、御迷惑をおかけいたしましたこととおわび申し上げますとともに、二度とこのようなことがないよう適正な事務処理に努め、国民健康保険事業運営及び後期高齢者医療制度の信頼回復に努めてまいります。」、「保険料の変更により還付対象となった世帯に対しては、おわび文書と手続案内を発送し、すみやかに還付手続を行います。」とし、区民におわびをしている。事後の事務処理に伴う基礎自治体の苦勞を重く受けとめ、厚生労働省は早急に対処すべきである。

誤計算の原因究明とシステム改善等再発防止策の確立は急務である。

よって、本市議会は、政府に対し、下記のことを強く求める。

### 記

- 1 厚生労働省は、該当者に謝罪すること。
- 2 誤計算の真相を早急に究明し、再発防止策を含め全国の都道府県・市区町村に公開すること。
- 3 過誤納金の返還に当たっては、当事者に不利益が生じないようにすること。
- 4 過誤納金の返還に伴う費用は、全額国庫負担とすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年3月28日

三鷹市議会議長 後藤 貴光